

# 税の申告の準備はお早めに

平成30年分の確定申告の受付期間は、2月18日(月)～3月15日(金)です。確定申告書や手引きは1月28日(月)から課税課、各行政サービスセンターで配布します(枚数に限りがあります)。☎ 確定申告…柏税務署 ☎7146-2321、市・県民税の申告…課税課(市役所本庁舎1階)・内線357

## 税理士による無料申告相談会

**日時** 2月5日(火)・6日(水)午前9時30分～午後3時30分※午前9時～整理券配布  
**場所** 市民プラザホール(あびこショッピングプラザ3階)並ぶ際は平面駐車場の市民プラザ入口でお待ちください。  
**内容** 小規模納税者の所得税・復興特別所得税や個人消費税、年金受給者や給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告書作成  
 ※当会場で作成した申告書以外はお預かりできません。税務署に直接提出してください(郵送可)。贈与税、住宅借入金等特別控除、譲渡所得(土地、建物、株式など)の相談は行っていません。定員 先着250人  
 ☎ 柏税務署 ☎7146-2321

## 申告に必要なもの(平成30年中のもの)

収入金額が分かるもの	①源泉徴収票(給与・公的年金等)②支払調書③収支内訳書・青色申告決算書
控除額が分かるもの	④控除証明書(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料など)⑤医療費控除の明細書⑥セルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類⑦納付済確認書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)⑧障害者手帳の写し・障害者控除対象者認定書、⑨寄付金の領収書
その他	⑩個人番号カードまたは番号確認書類(通知カードなど)および身元確認書類(運転免許証・健康保険証・在留カードなど)⑪扶養親族の個人番号が分かる書類⑫印鑑⑬本人名義の口座が分かるもの

※平成30年中に得た全ての収入の分かる書類が必要です。紛失した場合は支払者に再発行を依頼してください。  
 ※年末調整済み分の控除の書類は必要ありません。  
 ※国外居住親族の扶養控除などを受ける方は、「親族関係書類」および「送金関係書類」が必要です。書類が外国語で作成されている場合、その翻訳文も必要です。  
 ※その他、申告の内容に応じて必要な書類があります。  
 ※①・②・④・⑨は原本が必要です。  
 ※⑤・⑥は事前に平成30年分の合計金額の集計や明細書の記入をお願いします(医療費の補てん金も含まれます)。領収書は自宅で5年間保管してください。  
 ※⑤は医療保険者から交付を受けた医療費通知(必要事項の記載があるもの)の添付により、明細の記入を省略することができます。来年(平成31年分)の申告までは、領収書の添付または提示によることもできます。  
 ※⑥の適用を受ける場合、従来医療費控除の適用は受けられません。  
 ※⑦は1月中旬に郵送されます。公的年金から引き落としされている社会保険料は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。  
 ※申告書には個人番号の記載が必要です。申告書の提出時は、申告者本人の⑩の提示または写しの添付が必要です。各申告書を郵送で提出する場合や市の申告会場・窓口で確定申告書を提出する場合、⑩の写しを添付してください(個人番号カードは両面)。  
 ※⑬は確定申告で還付を受ける場合のみ必要です。

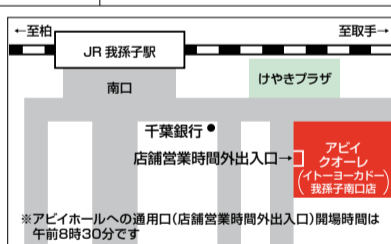
## 柏税務署の申告書作成会場 (所得税・復興特別所得税、贈与税、個人消費税)

**日時** 2月18日(月)～3月15日(金)午前9時～(受付午前8時30分～午後4時)  
 ※土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開場(確定申告の相談・申告書などの受付のみ)  
 ※会場混雑時は受付を早めに締め切る場合があるため、なるべく早めにお越しください。  
 ※柏税務署の駐車場は4月中旬まで使用できません。  
 ※確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。所定の手続きをすれば、e-Taxでも提出できます。

## 市の申告会場

日にち	場所	受付時間	受付内容
2月18日(月)	布佐南近隣センター ※車でのご来場はお控えください。	午前9時～ 11時30分 午後1時～ 3時30分	◎市・県民税の申告受付 ◎作成済みの確定申告書のお預かり(柏税務署へ回送) ◎簡単な確定申告書の作成相談
2月19日(火)・20日(水)	湖北地区公民館		
2月21日(木)～3月15日(金) ※土・日除く	アビイホール(アビイクオーレ3階) ※駐車場は有料です。		

※申告会場への直接のお電話はおやめください。  
 ※午前中は定員(100人)になり次第、受付を終了します。  
 ※個人番号の確認があるため、提出のみでも時間がかかる場合があります。  
 ※各会場の初日は混雑するため、時間に余裕を持ってご来場ください。  
 ※作成済みの確定申告書は、市役所課税課窓口でも提出できます(2月18日(月)～3月15日(金))。  
 ※次の内容は柏税務署にご相談ください。◎事業所得(営業等・農業)、不動産所得◎譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権など)◎FX取引、先物取引、上場株式等の配当と上場株式等の譲渡損失との間で損益通算など、申告分離課税の申告◎入居後初めての住宅借入金等特別控除、雑損控除、政党等(公益社団法人等・認定NPO法人等)寄附金特別控除、外国税額控除、給与所得者の特定支出控除◎青色申告、訂正申告、過年分の申告、平均課税の申告◎国外居住親族の扶養、外国人や死亡者の申告◎相続税、贈与税、消費税の申告◎その他、特殊な内容を含む申告



## 年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません(この場合でも所得税の還付申告をすることはできます)。なお、所得税の確定申告が必要ない場合でも、市・県民税で医療費や生命保険料などの各種控除を受けるためには、市・県民税の申告が必要です。外国で支払われる公的年金のように源泉徴収の対象とならない公的年金等がある場合、確定申告不要制度は適用されないため、確定申告が必要です。

## 配偶者控除・配偶者特別控除の適用について

平成30年分から配偶者控除および配偶者特別控除に関する制度が変わりました。  
 納税者本人の合計所得金額により、配偶者控除および配偶者特別控除の適用額が変更されました。また配偶者特別控除については、配偶者の合計所得金額の上限額が変更されました。市の申告会場において配偶者特別控除の適用を受ける場合、配偶者の収入金額が分かる書類をお持ちください。

## 市・県民税の申告

平成30年度市・県民税申告書を提出した方、どなたの扶養でもなく申告のない方などに対して、1月25日(金)に平成31年度市・県民税申告書を発送します。市・県民税申告書が届かない場合は、ご連絡ください。

**申告期間** 1月25日(金)～3月15日(金)

**申告場所** 課税課、市の申告会場(上表参照)※郵送可

※平成30年中に収入がなかった方などは申告の義務はありませんが、非課税証明書・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料などの基礎資料になるため、申告してください。

※給与所得のみの方で、給与の支払者が市に給与支払報告書を提出していない場合、市・県民税の申告が必要です。  
 ※公的年金等に係る所得のみの方で、他に受ける控除がない場合、市・県民税の申告は必要ありません。  
 ※確定申告をする方は、市・県民税の申告は必要ありません。  
 ※同封の返信用封筒に添付書類などが入りきらない場合は、封筒・切手をご用意いただくか、課税課または市の申告会場にお持ちください。  
 ※収入がなかった旨の申告をする場合、控除金額の記入および控除の書類の添付は必要ありません。